

別記第 1

1 消防局が行なう適任者講習〔乗務員〕

科 目	時間数
総論	1
観察要領及び応急措置	13
体位管理要領	2
消防機関との連携要領	2
車両資器材の消毒及び感染防止要領	2
搬送法	2
修了考査	2
合 計	24

* 科目の1時間は、45分とする。

2 消防局が行なう適任者講習〔乗務員（車椅子専用）〕

科 目	時間数
総論	1
観察要領及び応急措置	9
体位管理要領	1
消防機関との連携要領	2
車両資器材の消毒及び感染防止要領	1
搬送法	1
修了考査	1
合 計	16

* 科目の1時間は、45分とする。

3 講師

上記に掲げる講習の講師は、次のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- (1) 救急隊員の資格を有する者
- (2) その他、消防長が認めた者

4 適任者講習修了考査実施基準

修了考査は次の内容とし、80点以上をもって合格とする。

区 分	科 目	配 点
実 技	観察要領及び応急措置	60 点
筆 記	消防機関との連携	20 点
	車両資器材の消毒及び 感染防止要領	20 点
	合 計	100 点

別記第 2

消防局が行う適任者講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者とは、次表のいずれかに該当する者

	分類
1	救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則第 51 条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者
2	日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で、資格の有効期間内の者 ただし、消防機関の行う乗務員基礎講習に不足する科目については、消防機関の行う講習を受講すること。
3	上記、1 及び 2 に掲げる者以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者

別記第 3

1 消防局が行う定期講習

科 目	時間数
観察要領及び応急措置	2
体位管理要領	1
合 計	3

* 科目の 1 時間は、45 分とする。

2 講 師

適任者講習と同じ。

3 適任証の有効期間の満了する日の 3 ヶ月前から満了する日までに、高知市消防局応急手当の普及啓発活動の推進に関する要綱に規定する普通救命講習 I を受講した者は、上記 1 の定期講習を受講したものとみなす。

別記第 4

1 患者等搬送用自動車に積載する資器材

項 目	資 器 材 名
呼吸管理用資器材	バックバルブマスク ポケットマスク
保温・搬送用資器材	敷物 保温用毛布 担架 まくら
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル ばんそうこう
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※AED

※は任意の積載とする。

2 患者等搬送用自動車（車椅子専用）に積載する資器材

項 目	資 器 材 名
呼吸管理用資器材	※バックバルブマスク ポケットマスク
保温・搬送用資器材	※敷物 保温用毛布 担架 ※まくら
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル ばんそうこう
消毒用資器材（車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ※ピンセット 手袋 膿盆汚物入れ 体温計 ※AED

※は任意の積載とする。

別記第5

認定審査基準表

事業所名			
所在地		電話 ()	
管理責任者・職氏名			
自動車の形態		<input type="checkbox"/> 患者等搬送用自動車 <input type="checkbox"/> 患者等搬送用自動車（車椅子専用）	
審査項目		判定	不適内容
1 乗務員の資格要件		適・不適	
2 1台あたりの乗務体制		適・不適	
3 患者搬送用自動車	(1)緩衝装置	適・不適	
	(2)換気及び冷暖房装置	適・不適	
	(3)室内のスペース	適・不適	
	(4)ストレッチャー，車椅子等の固定	適・不適	
	(5)車椅子の乗降装置	適・不適	
	(6)通信・連絡装置	適・不適	
4 車両の外観		適・不適	
5 積載資器材		適・不適	
6 車両・資器材の消毒体制		適・不適	
7 乗務員の服装		適・不適	
8 パンフレット等の表示		適・不適	
9 道路運送法の許可，又は登録の状況		適・不適	
備考			